後期高齢者医療制度からのお知らせ

◎限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の所得の少ない方（低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当する方）は限度額適用・標準負担額減額認定証を申請することができます。この証を病院で提示すると医療費の限度額や入院時の食事代の負担額等が安くなります。この証の発行は月をまたいで遡ることができません。入院等される場合は、役場保健福祉課又は、由岐支所住民室まで、ご申請ください。

低所得Ⅰ　同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円になる人

低所得Ⅱ　同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）

◎障害認定について

一定の障害を有する方は、障害認定を申請することにより、65歳から後期高齢者医療制度に加入することができます。新たに障害者手帳等の交付を受けられる方が後期高齢者医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。すでに下記に該当する方の内65歳から74歳までの方で、後期高齢者医療制度に加入される方も、後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。なお、65歳になられる1月前から申請可能です。

後期高齢者医療制度に加入した場合には、原則として1割の窓口負担で医療サービスを受けていただくことが出来ます。（所得の多い方は窓口負担が3割になります）

障害認定に該当する方

1．障害年金等の受給者であり国民年金証書1・2級の方等
2．身体障害者手帳1・2・3級の方及び4級の一部（音声機能・言語機能・下肢障害の一部）
3．精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
4．療育手帳A1・A2の方
5．国民年金の障害年金に該当する程度の状態にあるが、年金の裁定を受けられない方であり、身体障害者手帳の交付を受けることができない疾病の方等

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

◎健康診査受診券について

健康診査受診券は、
①入院をされていない方
②生活習慣病と診断されていない方
③今年の1月から9月の間に新しく被保険者となった方で、徳島県後期高齢者医療広域連合から送付された健康診査申込書で申込をした方
に送付しています。

健康診査受診券が送付されていない方で、今年度（平成23年4月～）に血液検査と尿検査のどちらかをしていない方、または両方をしていない方は、健康診査申込書を提出していただくことにより、健康診査受診券を発行します。

健康診査申込書は下記お問合せ先にあります。健康診査の受診を希望される方は、下記お問合せ先まで、申し込んでください。締め切りは、10月21日（金）です。

◎保険料の納付が困難な場合

災害等により損害を受けたときやその他の特別な事情により、保険料を納めることが困難な人については、保険料が減免となる場合があります。滞納のままにせず、ご相談ください。

【お問い合せ先】　役場保健福祉課　☎77－3614
由岐支所住民室　☎78－2212